

広島県告示第百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、県営二河住宅、県営登町住宅、県営寺迫住宅、県営警固屋住宅、県営阿賀住宅、県営豊栄住宅、県営鍋山住宅、県営此原住宅、県営宮ヶ迫住宅、県営第三焼山住宅、県営広住宅、県営小坪住宅及び県営長浜住宅並びに県営二河住宅駐車場、県営寺迫住宅駐車場、県営警固屋住宅駐車場、県営阿賀住宅駐車場、県営豊栄住宅駐車場、県営鍋山住宅駐車場、県営此原住宅駐車場、県営宮ヶ迫住宅駐車場、県営第三焼山住宅駐車場、県営広住宅駐車場、県営小坪住宅駐車場及び県営長浜住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十七年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	名 称	ビルックス株式会社
委託した年月日 (委託期間)	住 所	呉市阿賀南一丁目八番四九号
委託した年月日 (委託期間)		平成二十七年三月六日 (平成二十七年四月一日 ～平成三十三年三月三二日)